

三次市教育委員会議案第17号

三次市就学指導委員会規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成30年6月28日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市就学指導委員会規則の一部を改正する規則（案）

三次市就学指導委員会規則（平成16年三次市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び小中学校特別支援学級」を「，小中学校特別支援学級」に改め，「入級対象児」の次に「及び通級による指導対象児」を加える。

附 則

この規則は，平成30年6月28日から施行する。